平成２９年（フ）第１４９号
神奈川県小田原市寿町４丁目20番29号　町田ハイツＢ102、前住所神奈川県小田原市中村原415番地　パルハイムＢ102
破産者　水戸　雄司
1　決定年月日　平成29年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第１６５号
神奈川県中郡大磯町東町１丁目11番26号
破産者　須郷　　聡
1　決定年月日　平成29年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第１２８号
静岡市清水区蜂ヶ谷298番地の２、旧住所静岡市葵区羽鳥本町２番18号
破産者　秋山　雅己
1　決定年月日　平成29年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１３４８号
愛知県常滑市新浜町１丁目89番地
破産者　筒井ひとみ
1　決定年月日　平成29年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１４５３号
名古屋市千種区田代町字四観音道東116番地の10　メゾン覚王山月宮殿１―13号
破産者　片岡　**隆**春
1　決定年月日　平成29年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３５５号
名古屋市中川区野田１丁目690番地　フタムラビル201号
破産者　二村　正幸
1　決定年月日　平成29年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５３号
京都府与謝郡与謝野町字弓木976番地
破産者　澤田サチ子
1　決定年月日　平成29年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２８年（フ）第６２９号
兵庫県尼崎市武庫川町４丁目45番地の１
破産者　田中　正勝
1　決定年月日　平成29年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８８４号
神戸市東灘区住吉東町２丁目１番26―201号
破産者　団　　英男
1　決定年月日　平成29年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第９４５号
兵庫県西宮市甑岩町10番21―303号、開始決定時の住所神戸市中央区港島中町３丁目１番地の２　神戸ポートビレジ３号棟306号
破産者　木原　義仁
1　決定年月日　平成29年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２２７号
神戸市長田区宮川町１丁目２番地の15
破産者　藤原　真寛
1　決定年月日　平成29年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１２９号
広島市西区古江上１丁目700番地１　フドウ古江ハイツ107号
破産者　一ノ宮眞一
1　決定年月日　平成29年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１３０号
広島市西区古江上１丁目700番地１　フドウ古江ハイツ107号
破産者　一ノ宮法子
1　決定年月日　平成29年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３１８号
広島市西区三篠町２丁目８番１号
破産者　Ｒｅｓｔａｕｒａｎｔ　Ｃｈｉｒｏｌ　こと　佐内　正人
1　決定年月日　平成29年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１００号
北海道亀田郡七飯町字上藤城313番地81
破産者　坂平光洙こと　尹　　光洙
1　決定年月日　平成29年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第３１号
北海道帯広市西16条南４丁目24番２号、破産手続開始決定時の住所北海道帯広市西24条南２丁目３番地72
破産者　川田　慶治
1　決定年月日　平成29年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第３２号
北海道帯広市西17条南30丁目３番地１
破産者　我妻　　勤
1　決定年月日　平成29年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第１６８号
横浜市旭区上白根町895番地６　熊谷荘102
破産者　中島加寿実
1　決定年月日　平成29年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７１７号
横浜市都筑区茅ケ崎南５丁目３番22号
破産者　金子志津子
1　決定年月日　平成29年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部